



令和 8 年度 全国保育士会 事業計画

～子どもと保護者と保育者の^{いま}と^{あす}未来を支える～

I 情勢認識および事業の大きな柱

「はじめの 100 か月の育ちビジョン」では、すべての子どもが生涯にわたるウェルビーイングの基礎を培うためには、乳幼児期の質の高い教育・保育が重要としています。養護と教育が一体となった保育を実践する保育所・認定こども園等は、生涯にわたるウェルビーイングの基礎を培うという重要な役割を担うということであり、日々の保育が子どもたちの育ちに影響を与えることから、保育士・保育教諭等の専門職としての保育の質の高さが求められています。

また、令和 6 年 12 月公表の「保育政策の新たな方向性」により、「量から質の拡大」や「全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取り組み」等の方向性が示されるとともに、令和 8 年度からは「こども誰でも通園制度」が本格実施されるなど、今まさに保育の転換期であるともいえます。社会や保育施策が変化するなかで、子どもたちの最善の利益と育ちを保障していくためには、子どもにとって安全・安心な環境を構築すると同時に、保育士・保育教諭等一人ひとりが自らの人間性と専門性の向上に努めていくことが求められています。また、そのための環境整備も必要になります。

こうした状況を踏まえて、本会では大会・研修会の実施や情報発信等によって、会員の保育の質の向上を図るとともに、保育の専門性についてさまざまな視点から検討を行うことで、現状に対する課題等を把握し、必要な環境構築に向けて国へ発信していくことが必要であると考えています。

とくに令和 8 年度は、本会創設 70 周年にあたります。この記念すべき年にあたり、「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂に向けた検討会に引き続き参画し、指針・要領が現場に即した内容になるように意見を発信するとともに、主任保育士・主幹保育教諭が果たしている役割・業務等についての調査結果を分析し、主任保育士専任必置化に向けた要望を行っていきます。また、保育士・保育教諭等の会員の活動を支えるにあたっては、都道府県・指定都市組織の役割が大変重要です。全国保育士会としては、都道府県・指定都市組織に対する効果的な支援の在り方や、全国組織が発揮すべき役割の検討等、組織力のさらなる強化を図るための方策を、継続して進めてまいります。

以上を踏まえ、本会は全国保育士会倫理綱領と「全社協福祉ビジョン 2025 を踏まえた行動方針」にもとづき、子どもと保護者と保育者の現在(いま)と未来(あす)を支える保育の実現のため、次の4つの柱に沿って、令和8年度の事業に取り組みます。

【保育士会事業の大きな柱】

1. 子どもが豊かに育つ質の高い保育の実現
2. 保育者の専門性が発揮できる環境構築
3. 乳幼児教育の魅力発信と理解促進
4. スカンポ募金による保育士等支援

子どもが豊かに
育つ質の高い
保育の実現

保育者の専門性
が発揮できる
環境構築

乳幼児教育の
魅力発信と
理解促進

スカンポ募金による
保育士等支援

II 大きな柱に基づく令和8年度の重点事業の概要

1. 社会の変化に対応した保育内容の実践

2. 保護者支援・地域支援事業に向けた取り組み

- 「社会の変化に対応した保育内容の実践」：わが国では、少子高齢化の急速な進展による人口減少や、核家族化や就業形態の変化等により、保育を取り巻く環境も大きく変化している。このような状況においても「子どもの最善の利益」を保障し続けるために、地域のなかで発揮できると考えられる役割や今後必要となる要素等について、専門職である保育士・保育教諭等の視点から検討し、広く社会に発信することを目的とした「地域の子ども・子育て家庭支援の実施状況等に関する調査」結果および総括(令和6年3月)の内容も踏まえながら、特別委員会において「保護者支援・地域支援事業に向けた取り組み」と一体的にさらなる検討・整理を進める。
- 「保護者支援・地域支援事業に向けた取り組み」：こども大綱や改正児童福祉法(令和6年4月施行)等において、「妊娠期からの切れ目のない支援」や「地域の子ども・子育て家庭支援」等の充実を進めている。保育所・認定こども園等においても、地域の子ども・子育て家庭支援において発揮することのできる役割や課題等を検討すべく実施した調査結果も踏まえながら、特別委員会において「社会の変化に対応した保育内容の実践」と一体的にさらなる検討・整理を進める。

- 「社会の変化に対応した保育内容の実践」や「保護者支援・地域支援事業に向けた取り組み」における検討内容を達成するためには、主任保育士・主幹保育教諭の役割が重要となる。一方で、その重要性に比して、主任保育士の配置は加算により措置されるという不安定な状況にあり、その役割・業務の現状の把握・整理等を行い、専任必置化することの必要性について調査した「主任保育士・主幹保育教諭に関する調査」（令和8年3月）を踏まえ、主任保育士・主幹保育教諭が担う現状の役割等についてさらなる検討・整理を進める。
- 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂のための検討会（こども家庭庁）にて、指針・要領の内容が現場の実態に即したものとなるよう、現場からの課題を集約しつつ、会員の声を国に発信していく。
- 「保育士養成課程検討会（こども家庭庁）」の動向をふまえ、保育士等の養成や人材育成のあり方について検討する。

3. 地方組織[※]強化に向けた支援体制づくりと全国保育士会組織としての強化

- ブロック保育士会会長会議や本会会議等において挙げられる意見を踏まえ、各県・市組織の課題対応や強化のための取り組みを検討・実施し、全国保育士会の組織力の強化につなげる。
- 各ブロックや各県・市組織の状況も踏まえながら、本会の役割や事業内容の振り返りと整理を行うとともに、今後の展開に向けて整備が必要な事項等を検討する。

※地方組織とは、都道府県・指定都市保育士会組織を指す

4. 保育の専門性の発信

- 保育の専門性や保育の魅力、やりがい、保育士・保育教諭等の仕事について、「#すかんぽムービー」やSNSの活用等により広く社会へ発信・周知を行い、正しい理解や新規会員加入の促進につなげる。
- 保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき保育士・保育教諭等が発揮している専門性や、地域の子ども・子育て家庭への支援に必要な要素等について、保育関係者はもとより、行政や地域社会に広く発信する。

1. 特別委員会 事業

子どもが豊かに
育つ質の高い
保育の実現

保育者の専門性
が発揮できる
環境構築

乳幼児教育の
魅力発信と
理解促進

(1)主任保育士の専任必置化に向けた要望・発信

- ① 主任保育士・主幹保育教諭が果たしている役割・業務の実態をエビデンスとして集約するために令和7年度に実施した調査結果の分析を行い、その結果にもとづき特別委員会にて検討を行っていく。調査結果を基に主任保育士を専任必置化することの必要性について国への要望かつ社会へ広く発信していく。

2. 大会運営委員会 事業

子どもが豊かに
育つ質の高い
保育の実現

保育者の専門性
が発揮できる
環境構築

乳幼児教育の
魅力発信と
理解促進

(1)全国教育・保育研究大会の開催による資質向上の推進

- ① 全国保育協議会と2026年度全国教育・保育研究大会(石川大会/令和8年11月12日(木)~13日(金)予定)を開催し、保育研究・意見交換等により施設運営および保育実践の理解を深め、各会員の資質向上に向けて推進していく。
- ② 全国教育・保育研究大会の開催にあたり、全国保育協議会と協働して、「全国教育・保育研究大会運営委員会」を設置し、開催に向けた検討を行う。

3. 研究紀要委員会 事業

子どもが豊かに
育つ質の高い
保育の実現

保育者の専門性
が発揮できる
環境構築

(1)保育実践研究の推進と支援

- ① 改訂版「保育を高める実践研究の手引き」をもとに、保育士が実践研究に取り組む意義等を解説することで各都道府県・指定都市組織における研究事業の取り組みを促進するとともに、保育士の実践研究の質の向上を図る。
- ② 『第36号全国保育士会研究紀要2026』を刊行するとともに、全国保育士会における論文のあり方を基盤として、より質の高い実践研究発表となるよう執筆者を支援する。
- ③ 2026年度全国教育・保育研究大会で発表する都道府県・指定都市組織(10組織)に対し、「研究奨励費」の助成を実施する。
- ④ 「806の研究から厳選!! 保育実践における研究論文集」を活用し、会員の保育実践に対する理解促進と、実践研究の推進に向けた周知を行う。

4. 総務部 事業

子どもが豊かに
育つ質の高い
保育の実現

保育者の専門性
が発揮できる
環境構築

スキャンポ基金による
保育士等支援

(1)70周年(令和8年)事業による会員の帰属意識の向上

- ① 70周年事業として、10年小史(平成29年度～令和8年度)を作成し、10年間の保育をめぐる動きと全国保育士会の取り組みをまとめるとともに、会員一人ひとりが全国保育士会とのかかわりを振り返るきっかけとし、会員の帰属意識の向上を図る。

(2)組織強化に向けた支援体制づくり

- ① 全国の会員に「全国保育士会倫理綱領」の意義を伝え、その理念に基づいた質の高い保育の促進につなげる。地方組織における普及の取り組みを促進するにあたっては各分会と連携して実施する。また、こども基本法に照らし、内容についての振り返り等を行う。
- ② ブロック保育士会会長会議や本会会議等において挙げられる意見を踏まえ、本会の役割や事業内容の振り返りと整理を行うとともに、今後の展開に向けて整備が必要な事項等を検討し、組織強化に向けた支援体制づくりを図る。
- ③ 組織強化方策のひとつとして、全国保育士会委員や各県・市組織での活用に向けた「委員マニュアル」、「保育士会活動のしおり」等の頒布促進を行うことにより、保育士会活動の強化を図る。
- ④ 組織強化に向け、会員の帰属意識を高めるため各県・市組織を通じた会員名簿の更新や永年勤続保育士等への感謝状の贈呈、「全国保育士会会員バッジ」の一層の普及を促進していく。
- ⑤ 新規会員入会に向けて、既存事業の充実に取り組むとともに、SNS等の情報発信の強化や、各県・市組織を通じたリーフレットによる全国保育士会の取り組みを周知する。
- ⑥ 保育士会組織がない県(茨城県、長野県、島根県、鳥取県)の保育士・保育教諭等を対象に、「購読会員」制度を創設する。
- ⑦ 各ブロック保育大会に正副会長を派遣し、各県・市組織正副会長等と意見交換を実施する。また、ブロック会長会議・リーダーセミナー助成を実施し、ブロックの保育士会活動を促進し、ブロック間の情報・課題の共有を支援する。
- ⑧ 「都道府県・指定都市保育士会正副会長セミナー」を開催し、保育をとりまく最新の現状について理解を深め、グループ討議等により各ブロックの情報を共有しながら、課題等への対応方策を探る。

(3)スキャンポ基金による災害地支援

- ① 大規模自然災害発生時・発生後の情報収集と共有を行いつつ、「全国保育士会被災地支援スキャンポ基金」に基づき、被災地の保育士会活動を支援する「災害緊急支援金」や、被災後の研修活動等を支援する「全国保育士会被災地支援事業」を実施する。その結果は、広報部会と連携し、広く周知する。
- ② 新たに作成した「スキャンポチラシ」を活用し、会員および各県・市組織に対してスキャンポ基金

の周知を行うことで、会員の帰属意識を高め、組織体制の強化を図る。

- ③ 総務部会において、スカンポ募金による保育士等への支援について継続的に検討を行う。その検討結果を広報部会と連携のうえ、広く周知していく。

(4)食育の推進

- ① 全国保育士会食育推進ビジョンの普及に努めながら、併せて食育に関するパンフレット等の周知によって、園における食育の役割や意義等（自園調理の優位性など）について発信を行っていく。また、国の「食育推進評価専門委員会」に参画しながら、令和8年度に策定予定の「第5次食育推進基本計画」について、会員等への周知を図る。
- ② 食育推進委員会および食育推進委員会運営委員会において、乳幼児の発達に即した食育や、アレルギー対応など、食育について理解を深めるとともに、職員が一体となって取り組む食育について学ぶ食育推進研修会（令和8年7月23日、24日／TOC有明）を企画・運営を行う。
- ③ 構造改革特区にて継続されている公立保育所における3歳未満児の給食外部搬入について、国の「構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会」では、令和7年度までに改めて評価することとしており、必要に応じて、「子どもの育ちを支える食」を用いた意見書の提出など、状況に応じた活動につなげる。

5. 制度・保育内容研究部 事業

子どもが豊かに
育つ質の高い
保育の実現

保育者の専門性
が発揮できる
環境構築

(1)保育制度改革等への対応

- ① 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に向けて、「こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会保育専門委員会（こども家庭庁）」では、令和8年3月末の告示に向けて、8月にはとりまとめを行うこととしており、委員である本会の北野久美会長が現場での実態と課題を集約しつつ、現場の実践に即した内容となるよう、国へ意見を発信していく。
- ② 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領にもとづく「子ども主体」の保育の実践の推進と、子どもが豊かに育つ保育所・認定こども園および地域の保育環境の構築に取り組む。

(2)社会の変化に対応した保育内容の実践と児童虐待防止に向けて

- ① 保育の質の向上の取り組みとして、現場の保育士・保育教諭による「保育所・認定こども園における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いた保育の振り返りの取り組みを促進する。
- ② 児童虐待防止への取り組みとして、「これって虐待？ 保育者向け児童虐待防止のための研修用ワークブック」を園内研修での活用を促進し、虐待の予防と早期発見につなげる。

- ③ 子どもへの性暴力防止のための取り組みとして、『子どもへの性暴力防止』の視点から考える保育の専門性を周知し、自らの保育の専門性の振り返りを図る。また、それに加えて、性教育における必要性について現場や保護者の理解を促していくためにも、「乳幼児期の性教育（仮）」パンフレットを作成する。
- ④ 配慮を要する子どもと保護者支援の取り組みとして、障害のある子どもや医療的ケア児、外国籍、LGBTQ等の配慮を要する子どもに関連する制度動向等に注視し、状況に応じて、委員ニュース等を通じた情報発信を行う。
- ⑤ 保育の質の向上に向けて、第三者評価事業の活用を推進するために周知を図る。
- ⑥ 令和4年度に開始された「幼保小の架け橋プログラム」や、令和7年度からの保育所保育指針等改訂にかかる検討会の内容（保幼小との接続）等を踏まえつつ、「架け橋パンフレット 子どもの育ちの連続性を確保するために～保育所・認定こども園から小学校への円滑な接続をめざして」等を通じて、全国保育士会委員に対する保幼小連携・接続への意識向上および取り組みの推進を図る。それに伴い、小学校関係者の保育に対する理解促進および小学校との一層の連携強化を推進する。
- ⑦ 「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」、「子ども虐待防止オレンジリボン運動」に協力し、児童虐待防止への意識啓発につとめる。

(3)地域の子ども・子育て家庭支援の推進

- ① 地域支援の取り組みをより効果的に進めるにあたり、「子どもの最善の利益を守るために保育専門職が身につけたいソーシャルワークの基礎的な知識・技術等」の周知・活用促進を行う。
- ② 子どもの貧困（貧困等の課題を抱える家庭）等への対応として、「保育士・保育教諭として、子どもの貧困問題を考える」（改訂版）の周知等により、全国保育士会委員および都道府県・指定都市保育士会、また会員の子どもの貧困に対する意識向上および取り組みの推進を図る。
- ③ 広報部会とも連携をして、ホームページ掲載の「保育士がこたえる子育て Q&A」を通して、保護者が子育てのなかで感じる不安や疑問に答えることで、家庭での子どもの豊かな育ちへとつなげるとともに、保育士・保育教諭等の専門性に対する理解をすすめる。

6. 研修部 事業

子どもが豊かに
育つ質の高い
保育の実現

保育者の専門性
が発揮できる
環境構築

(1)「保育士・保育教諭の研修体系」に基づく研修の提供と専門性の向上

- ① 体系化された研修内容・レベルで、計画的な研修事業を実施するとともに、本会が実施する研修会のねらいや内容が「保育士・保育教諭の研修体系」に基づいたものであることを参加者に明示・周知する。また、各ブロックおよび地方組織において、体系化された研修が企画・実施されるよう「保育士・保育教諭の研修体系」の頒布・周知を行う。
- ② 自発的な実践研究を促進し、知識の研鑽や自らの保育の振り返りにつなげることを目的として、

「学会発表助成」を実施する。

(2) 専門性の向上と生涯研修の実施

- ① 全国保育士研修会の開催(開催時期：1月中旬～下旬予定)
「保育士・保育教諭等の研修体系」に基づき、子ども・子育てをとりまく社会的課題に鑑みた、現場のニーズが高い研修内容を企画・実施する。
- ② 第38期主任保育士・主幹保育教諭特別講座(通年研修)
主任保育士・主幹保育教諭および、リーダー的職員が講義の受講および実践研究をとおして、専門性や指導力を向上させる講座を実施する。本講座のさらなる発展・強化をはかるため、中長期的な視点をもって本講座のあり方の検討を進める。
- ③ 第21回「保育スーパーバイザー」養成研修会(開催時期：8月20日～21日)
主任保育士・主幹保育教諭特別講座のリカレント研修であることをふまえつつ、社会情勢を勘案し、参加対象者に適切な研修内容を企画・実施する。

(3) 人材育成、確保、定着に向けての取り組みの推進

- ① 全保協と連携し、保育の現場ならびに地域におけるリーダーとして活躍する人材を育成することを目的として、「保育活動専門員」認定制度を実施する。本制度を積極的に周知し、研修受講の促進につなげるとともに、社会情勢をふまえた制度のあり方を継続的に検討する。
- ② 保育所・認定こども園等で働く保育士・保育教諭のキャリアアップに向けた支援に取り組むために、都道府県保育士会の申請に基づき、都道府県庁に対し「処遇改善等加算『区分3』(旧 処遇改善等加算Ⅱ)にかかる認定研修実施主体」の申請を行うことで、本会主催の研修の受講促進および受講者の専門性の向上を図る。

7. 広報部 事業

子どもが豊かに
育つ質の高い
保育の実現

保育者の専門性
が発揮できる
環境構築

乳幼児教育の
魅力発信と
理解促進

(1) 保育士・保育教諭の人材養成・育成、確保、定着に向けた取り組み

- ① 人材の確保と定着につなげるため、保育士・保育教諭の処遇改善および働き続けられる職場づくり、また、保育実習生の受け入れ体制づくり等について検討するとともに、委員ニュースや全国保育士会ホームページ、SNS等を通して情報の提供を行う。
- ② 全国保育士会 YouTube「すかんぼチャンネル」や Instagram、X(旧:Twitter)等の SNS等を通じて、保育現場から保育の魅力ややりがいを発信するとともに、保育士・保育教諭の仕事について、正しく理解できるような情報提供を行っていく。(インナーモチベーションの向上、社会への発信・周知)

(2) 会員および保育関係者、学生等に向けた情報の発信

- ① 全国保育士会ホームページを充実させ、会員・保育関係者への情報提供、国の検討会への

参画状況や事業成果の周知、会員専用ページの強化を通して、社会的理解の促進と会員の帰属意識向上および新規会員加入を図る。

- ② SNS (YouTube、X、Instagram) 等を活用し、保育の専門性や魅力、やりがい、保育士・保育教諭等の仕事内容について、保育関係者はもとより小中高生、養成校学生に向けて幅広く情報発信・周知を行うことで、保育士・保育教諭の人材養成・育成、確保および定着を目的とした情報発信を推進する。
- ③ 「保育士会だより」(年6回・奇数月発行)を通して、保育の質の向上に資する最新情報や会員の関心に沿った内容を提供するとともに、会員一人ひとりが手に取ることで、会員としての帰属意識を高められる内容を掲載する。
- ④ 全国保育士会委員や都道府県・指定都市保育士会事務局と本会の一体的な事業の推進につながるため、「全国保育士会委員ニュース」(随時発行)を通して、制度動向や本会活動の取り組みについて迅速に情報提供する。
- ⑤ 『保育の友』と協力し、子どもを豊かに育むための保育の取り組みについて、関係者も含めて広く社会に発信するとともに、本会の広報活動の拡大につながるため、『保育の友』の販売拡大に協力する。

(3)保育(養護と教育)の専門性の明確化と発信

- ① 「命を育み、学ぶ意欲を育てます。」ポスターを作成し、全国保育士会のホームページやSNS等を通じて掲出の周知を行う。あわせて、ポスターの活用により、保護者および地域社会に対して保育の専門性を発信する。

8. 諸会議の開催

- (1) 委員総会の開催 (2回)
- (2) 委員連絡会議の開催
- (3) 事業及び会計監査の実施
- (4) 常任委員会の開催 (6回)
- (5) 正副会長会議の開催 (6回)
- (6) 全保協・全国保育士会正副会長連絡会の開催
- (7) 総務部会の開催 (4回)
- (8) 制度・保育内容研究部会の開催 (3回)
- (9) 研修部会の開催 (4回)
- (10) 広報部会の開催 (4回)
- (11) 全国教育・保育研究大会運営委員会の開催 (7回)
- (12) 研究紀要委員会の開催 (2回)
- (13) 全保協・全国保育士会研修担当連絡会の開催
- (14) 全保協・全国保育士会合同予算対策委員会の開催
- (15) その他必要な会議の開催

関係団体との連携推進

- (1) 全社協との連携促進
- (2) 全保協との連携促進
- (3) 全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会との連携促進
- (4) 福利厚生センターへの協力
- (5) 各種専門職団体等との連携促進
- (6) アジア児童福祉施設等への支援
- (7) 健やか親子 21 推進協議会への参画
- (8) 食育推進評価専門委員会への参画